

平成29年度 第5回尾道市公立大学法人評価委員会議事に係る趣旨説明

- 1 平成29年度 第5回尾道市公立大学法人評価委員会は、尾道市公立大学法人評価委員会運営規程第5条第1項の規定に基づき、書面による審議・議決をお願いするものです。

尾道市公立大学法人評価委員会運営規程

(書面による議決)

第5条 委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

- 2 平成30年2月13日に公立大学法人尾道市立大学より第二期中期計画(案)の一部修正が提出されたので、地方独立行政法人法第26条第3項の規定により、評価委員会の意見を求めるものです。

【修正箇所】

重点課題

1. 略
2. 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、リーダーシップ能力を備え、国際的に通用する知識と技能を持った学生を育てる。
- 3～5. 略

【修正理由】

多様な人材育成を目指していくなかで、「周りのメンバーに影響を与え、励まし合え、課題解決に向かっていく」能力を備えた人材を育成していく特徴をくみ取れるように表現するため、「リーダーシップ能力を備え、」を追記するもの

- 3 公立大学法人尾道市立大学第二期中期計画(案)の一部修正が適当と認められる場合は、意見書(資料3)を尾道市長に提出することとします。